

第5次茨城県保健医療計画（案）の概要

1 計画策定の趣旨

急速な少子・高齢化が進展する中、医療制度を将来にわたり持続可能なものにするため、安心・信頼の医療の確保と予防の重視、医療費適正化の総合的な推進などを柱として国は医療制度改革大綱を策定した。

平成18年に医療法が改正され、医療計画の見直しを通じた医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、患者の視点に立った、安全・安心で質の高い医療を提供する体制を確保することが必要とされている。

このような状況を踏まえ、県民が安心して医療を受けられる保健医療体制の整備をめざし、平成20年度までの5ヵ年計画である第4次茨城県保健医療計画を1年前倒しして、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定に基づく医療計画である第5次茨城県保健医療計画（平成20年度から24年度）を策定する。

2 保健医療圏及び基準病床数

(1) 一次保健医療圏

かかりつけ医を中心としたプライマリ・ケアの確保を図るための基本的単位であり、市町村の区域を圏域とする。

(2) 二次保健医療圏

自然条件、入院患者の受療動向、既存の医療に関する行政・団体の圏域など社会的条件を考慮し、一体の区域として保健医療の体系的な整備を図ることが適当と考えられる圏域を二次保健医療圏として設定する。

二次保健医療圏

保健医療圏名	市町村数	圏域を構成する市町村名	人口(H19.4.1現在)
水戸	6	水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町	472,901
日立	3	日立市、高萩市、北茨城市	277,584
常陸太田・ひたちなか	6	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町	372,535
鹿行	5	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市	279,108
土浦	3	土浦市、石岡市、かすみがうら市	268,684
つくば	3	つくば市、常総市、つくばみらい市	310,275
取手・竜ヶ崎	9	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	466,857
筑西・下妻	5	結城市、筑西市、下妻市、桜川市、八千代町	268,669
古河・坂東	4	坂東市、古河市、五霞町、境町	237,586

(3) 三次保健医療圏

特殊・専門的な保健医療サービスを提供するための圏域であり、県全域を三次保健医療圏として設定する。

(4) 基準病床数

医療法の規定に基づき算定する。

3 施策の概要

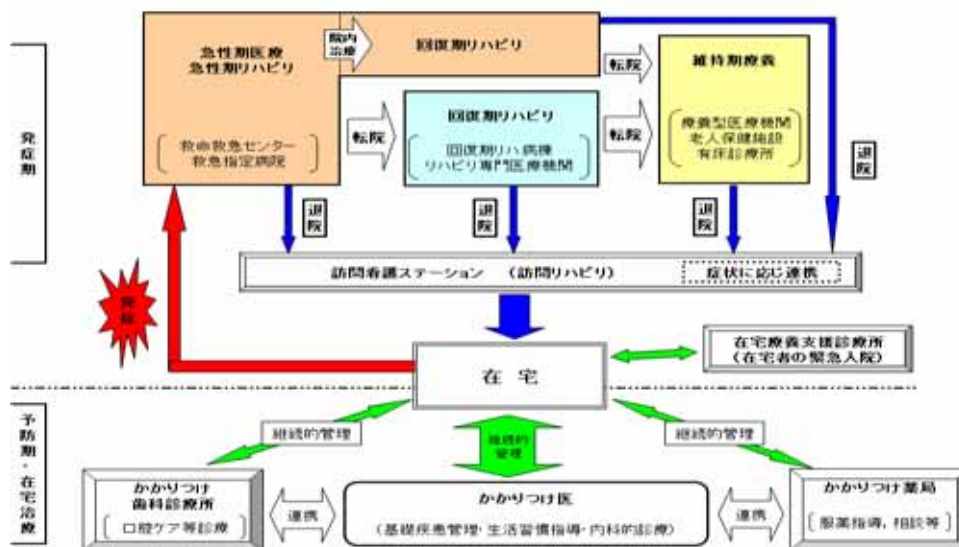
「住みよいいばらきづくり」実現に向け、身近なところで質の高い医療を受けられることができる保健医療体制の整備と安全で安心な生活環境づくりをめざし、次の4つの柱で保健医療に関する施策に取り組む。

(1) 安心して医療を受けられる体制の整備

ア 主要な疾病の医療体制

患者数が多く、死亡率の高い、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4つの疾病について、予防から急性期、在宅までの医療の流れを県民に分かりやすく計画に明示する。

脳卒中の医療連携体制図



- ・ 予防期，急性期，回復期，維持期といった各病期において望まれる医療機能を明らかにし，主な医療機能を担う医療機関名を記載する。
- ・ 県民に分かりやすく，より実効性の高い計画となるよう数値目標を定める。

イ 救急等医療体制

救急医療，災害時における医療，へき地医療，周産期医療，小児医療の5事業について医療体制を整備する。

ウ 保健医療従事者の確保

必要な医療従事者の確保を図り，地域間偏在や診療科間偏在へ対応する。

エ その他記載事項

リハビリテーション，在宅医療，精神医療，臓器移植対策のほか，医療機関・薬局の情報提供や医療安全の確保，医療教育の推進について記載する。

(2) 生涯にわたる健康づくりの支援

「健康いばらき21プラン」に基づく健康づくりに関する事業を記載する。

(3) 誰もが安心して暮らせる保健の充実

県民誰もが安心して暮らせるよう疾病予防と保健の充実に関する施策を記載する。

(4) 健康を支える安全快適な生活環境づくり

県民の食の安全確保体制を確立するとともに安全でおいしい水の供給に努める。また，健康危機管理体制について記載する。